

「SNS 配信用動画制作業務」

審査要領

令和8年3月

世界遺産連携推進実行委員会

SNS 配信用動画制作業務 委託事業者選定委員会審査要領

第1 この要領は、SNS 配信用動画制作業務委託事業者の選定にあたり、SNS 配信用動画制作業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う審査にあたって、必要な事項を定めるものである。

第2 審査は、参加者から提出された業務提案書（一次審査）及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーション（二次審査）に基づいて行う。

- 2 委員会の委員は、業務提案書等及びプレゼンテーションについて、別表「審査基準」の個別の審査項目ごとに評価及び評点を行う。
- 3 前項の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつける。なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合意の上、順位を決定するものとする。
- 4 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において業務提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かについては、採点結果の合計が満点合計の60%以上(60点以上)を基準として、選定委員会の合議により応募者の適格性を評価するものとする。
- 5 委員会は、本業務を実施するにふさわしくないと認められる業務提案がある場合（著しく仕様を逸脱している場合など）は、その旨の評価を付すものとする。
- 6 委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

第3 委員長は、審査終了後速やかに審査結果を実行委員会会長に報告する。

別表「審査基準」

評価項目		評価の観点	配点
1	企業概要	◇ 業務の目的達成を期待できる企業規模を有しているか。	5点
2	業務実施体制	◇ 業務が確実に遂行できる実施体制及び人員数となっているか。 ◇ 委員会の要請に応じ、即時に対応できる体制を整えているか。 ◇ 資格・業務実績のある統括責任者、担当者が配置されているか。	5点
3	類似業務の実績	◇ 過去において類似業務等の実務実績があるか。	5点
4	業務提案に当たっての基本的考え方	◇ 地域の魅力を認知、浸透させる内容をテーマとしているか。 ◇ 業務スケジュールは無理のない、実現可能なものか。	5点
5	企画提案		
(1) 平泉観光 PR 動画作成業務に関すること。	企画の構成	【動画尺や制作本数、言語】	10点
		◇ ニーズに合わせた適切な動画尺を提案しているか。 ◇ 制作本数は最大本数を提案しているか（45本以上）。 ◇ インバウンド向けも含めた言語を提案しているか。	
	動画の制作	【観光として世界遺産平泉エリアを訪れたい工夫】	
		◇ 観光情報などがテンポよく簡潔にまとめられているか。動画を視聴したユーザーに「このエリアに行きたい」と思わせ、当エリアへの旅行を実行させるような工夫がされているか。	
	動画の制作	【視聴者を飽きさせない演出や編集】	20点
		◇ ユーザーの興味を惹きつけ、最後まで視聴されるために、動画の構成や視覚表現・音声表現、サムネイルのデザインに工夫がされているか。	
動画の拡散手法	【SNS ユーザーの傾向を理解し、話題性および再生回数増加の工夫】	20点	
	◇ 若年層の SNS ユーザーの消費者行動や最新の SNS トレンドについて理解があり、その理解を踏まえた上でユーザーの心に刺さるような動画制作がなされるか。SNS アルゴリズムの仕組みを理解し、動画をより多くのユーザーの目に止まらせ、再生回数を増やすような工夫がされているか。		
追加提案及び独創的な工夫	◇ 仕様書以外の内容で、本委員会にとって有益な内容が提案されているか。	5点	
6	価格提案	◇ 上限額の予算範囲内で、妥当な見積金額となっているか。	10点
評価点合計			100点